

上越市選挙管理委員会告示 第66号

令和8年5月31日執行の新潟県知事選挙における投票所の投票管理者及び同職務代理者については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により次のとおり選任者を変更した。

令和8年5月22日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 投票所の投票管理者及び同職務代理者の変更選任
別紙のとおり